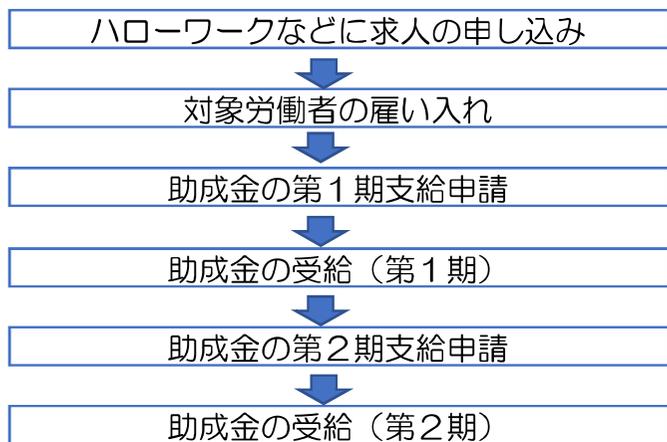


# 特定求職者雇用開発助成金 就職氷河期世代安定雇用実現コース

資料 4

就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。  
 ※就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業で運転免許を取得した求職者を採用した場合に助成されます。

利用フロー



対象となる労働者

- ◆ 雇い入れ日に①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。
- ① 雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
- ② 雇い入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇い入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ ハローワークなどの紹介の時点で失業、非正規雇用労働者である方であつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

対象となる事業主

- ◆ 対象となる事業主は以下の通りです。
- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く)として雇用することが確実であると認めれること
- ③ 対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間(以下「基準期間」という。)に、事業主の都合による従業員の解雇(奨励退職を含む。)をしていないこと
- ④ 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%をこえていないこと
- ⑤ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など)

支給額

◆ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます。

問合せ先

都道府県労働局、ハローワーク

※助成金申請にあたっては、上記問合せ先または厚生労働省ホームページでご確認下さい。